

議案第 46 号

つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

つくば市自転車等駐車場条例（平成 8 年つくば市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「、つくば駅前広場南自転車駐車場並びにつくばさくら大橋南自転車駐車場」を「並びにつくば駅前広場南自転車駐車場」に改める。

別表第 2 つくば駅西自転車駐車場、つくば駅北 1 自転車駐車場、つくば駅北 2 自転車駐車場、つくばさくら大橋北自転車駐車場及びつくばセンター広場東 1 自転車駐車場の項中「及びつくばセンター広場東 1 自転車駐車場」を「、つくばセンター広場東 1 自転車駐車場及びつくばさくら大橋南自転車駐車場」に改め、同表つくばさくら大橋南自転車駐車場の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現につくばさくら大橋南自転車駐車場に駐車している自転車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 つくばさくら大橋南自転車駐車場の定期駐車の許可その他改正後のつくば市自転車等駐車場条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

つくばさくら大橋南自転車駐車場を一時駐車専用から定期駐車専用に転用するに当たり、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市自転車等駐車場条例（平成8年つくば市条例第5号）新旧対照表

改正後						改正前						
第1条—第3条（略） （駐車の許可）						第1条—第3条（略） （駐車の許可）						
第4条（略）						第4条（略）						
2 前項の規定にかかわらず、つくば駅中央自転車駐車場第2区画及び第3区画、つくば駅北オートバイ駐車場、つくば駅A5南路上自転車駐車場、つくば中央公園東路上自転車駐車場、つくば中央図書館西路上自転車駐車場、つくば中央図書館南自転車駐車場、つくば駅前広場自転車駐車場、つくばセンター広場東2自転車駐車場並びにつくば駅前広場南自転車駐車場						2 前項の規定にかかわらず、つくば駅中央自転車駐車場第2区画及び第3区画、つくば駅北オートバイ駐車場、つくば駅A5南路上自転車駐車場、つくば中央公園東路上自転車駐車場、つくば中央図書館西路上自転車駐車場、つくば中央図書館南自転車駐車場、つくば駅前広場自転車駐車場、つくばセンター広場東2自転車駐車場、つくば駅前広場南自転車駐車場並びにつくばさくら大橋南自転車駐車場						
において自転車等の一時駐車をしようとする場合は、同項の許可を受けることを要しない。						において自転車等の一時駐車をしようとする場合は、同項の許可を受けることを要しない。						
3（略）						3（略）						
第5条—第13条（略）						第5条—第13条（略）						
附則（略）						附則（略）						
別表第1（略）						別表第1（略）						
別表第2（第5条関係）						別表第2（第5条関係）						
自転車等駐車場 区画区分	車両区分	一時駐車	定期駐車			自転車等駐車場 区画区分	車両区分	一時駐車	定期駐車			
			期間	一般	学生				期間	一般	学生	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
つくば駅西自転車 駐車場、つ くば駅北1自 転車駐車場、つ	自転車	/	1月	2,130円	1,060円	つくば駅西自 転車駐車場、つ くば駅北1自 転車駐車場、つ	自転車	/	1月	2,130円	1,060円	
			3月	5,860円	2,930円				3月	5,860円	2,930円	
			6月	11,730円	5,860円				6月	11,730円	5,860円	

議案第 46 号

つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 についての説明資料

つくば市建設部公園・施設課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市で管理する 17 か所の自転車等駐車場のうち定期利用に対応している 8 か所の自転車駐車場において、利用者の急激な増加が続いており、定期契約の空きが残りわずかになっている。

現在、一時駐車専用のさくら大橋南自転車駐車場は、令和 2 年の有料化以降、台数に多くの空きがある状況が続いている。当該駐車場を定期駐車専用の自転車駐車場に転用し、定期専用の駐車台数を増加させるため、条例改正を行うものである。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

つくば駅周辺の自転車等駐車場において、定期駐車専用の自転車駐車場の駐車台数が増加することで、利用者の利便性向上に資する。